

埼玉県建築工事共通費積算基準の運用 新旧対照表

令和7年4月1日

凡例 今回追加、変更

凡例 : 今回削除、変更

改正後	改正前
建築工事共通費積算基準の運用 (前略) 4 共通仮設費 共通仮設費は、<u>建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと</u>処分費に区分して算定する。 (中略) (3) 監督員事務所を設けない場合の補正 (4) 処分費の取扱い	建築工事共通費積算基準の運用 (前略) 4 共通仮設費 共通仮設費は、<u>一般工事、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び</u>処分費に区分して算定する。 <u>なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費以外をいう。</u> (中略) <u>(3) 鉄骨工事における共通仮設費率の補正</u> <u>「共通費基準」の2(4)の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは7(1)による。</u> (4) 監督員事務所を設けない場合の補正 (5) 処分費の取扱い

(5) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

(6) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(7) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合

(8) 共通仮設費率の留意事項

(9) 共通仮設費率に含まれない内容

（ 中略 ）

エ 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(6) リース料の取扱い

ア 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事及びリース料に区分する。

イ 一般工事については、リース料を含めた直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により共通仮設費を算定する。

ウ リース料については、共通仮設費を算定しない。

(7) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(8) 直接工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合

(9) 共通仮設費率の留意事項

(10) 共通仮設費率に含まれない内容

（ 中略 ）

エ 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(中略)

カ 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

主 機械器具等

(7) 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は表－２～表－６を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

- ・ 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- ・ R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- ・ $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
- ・ $N = \text{階数}$
- ・ 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
- ・ 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- ・ 階数が2階以下かつ建築面積が250 m^2 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
- ・ 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
- ・ 表－２～表－６の存置日数には回送等に要する日数を含む。

(中略)

(4) 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

(中略)

カ 機械器具等

(7) 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は表－２～表－６を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

- ・ 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- ・ R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- ・ $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
- ・ $N = \text{階数}$
- ・ 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
- ・ 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- ・ 階数が2階以下かつ建築面積が250 m^2 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
- ・ 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

(中略)

(4) 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。 <u>ク</u> 情報システム費 <u>ケ</u> 試験費等 <u>(7) 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等</u> に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書 にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。 (積み上げによる試験費の例) ・石綿粉じん濃度測定 ・分析による石綿含有建材の調査 ・化学物質の濃度測定 ・六価クロム溶出試験 ・PCB 含有シーリング材の調査 ・路床土の支持力比（C B R）試験 ・現場C B R試験 ・<u>放射線透過試験</u> ・上記に類する各種試験費等 <u>(イ) 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準</u> <u>仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費</u> <u>を除き、積み上げにより算定する。</u> (積み上げによる試験費の例) ・<u>石綿粉じん濃度測定</u> ・<u>分析による石綿含有建材の調査</u> ・<u>P C B 含有調査</u> ・<u>放射線透過試験</u>	規格の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により<u>機種を</u>選定する。 <u>キ</u> 情報システム費 <u>ク</u> その他 <u>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は</u>、公共建築工事標準仕様書に基づく 試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める 試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。 (積み上げによる試験費の例) ・石綿粉じん濃度測定 ・分析による石綿含有建材の調査 ・化学物質の濃度測定 ・六価クロム溶出試験 ・PCB 含有シーリング材の調査 ・路床土の支持力比（C B R）試験 ・現場C B R試験 ・上記に類する各種試験費
--	---

・<u>テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）</u> ・<u>迷走電流測定調査</u> ・<u>上記に類する各種試験費等</u> コ <u>石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）</u> 5 現場管理費 （ 中略 ） (3) 処分費の取扱い (4) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>処分費を除く</u>純工事費の合計額に対応する現場管理費率により<u>純工事費からリース料及び処分費を除いた額の</u>現場管理費を算定する。 (5) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事<u>に含めて算定</u>する。	5 現場管理費 （ 中略 ） (3) <u>鉄骨工事における現場管理費率の補正</u> <u>「共通費基準」の3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは7(1)による。</u> (4) 処分費の取扱い (5) リース料の取扱い <u>ア 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事及びリース料に区分する。</u> <u>イ 一般工事については、リース料を含めた</u>純工事費の合計額に対応する現場管理費率により現場管理費を算定する。 <u>ウ リース料については、現場管理費を算定しない。</u> (6) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事<u>の率を採用</u>する。
---	--

(6) 支給材を使用する場合

(7) 純工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合

(8) 現場管理費率の留意事項

(9) 現場管理費率に含まれない内容

6 一般管理費等

（ 中略 ）

(3) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等は、表－７の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表－７ 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分（％）	補正係数
0 から 5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

（ 中略 ）

(7) 支給材を使用する場合

(8) 純工事費が共通費基準 別表（注３）で定める範囲を外れる場合

(9) 現場管理費率の留意事項

(10) 現場管理費率に含まれない内容

6 一般管理費等

（ 中略 ）

(3) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等は、表－７の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表－７ 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分（％）	補正係数
5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

（ 中略 ）

7 その他

- (1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合
- (2) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合
- (3) 同一敷地又は近接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合
- (4) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合
- (5) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合

(中略)

イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

7 その他

(1) 「4 (3)」及び「5 (3)」における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い
ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い
鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。

- (2) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合
- (3) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合
- (4) 同一敷地又は近接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合
- (5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合
- (6) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合

(中略)

イ 主たる工事以外のいずれかの工事 (昇降機設備工事を除く。) が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則としてア(7)及び(イ)による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

(中略)

(6) とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

(7) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

・ とりこわし工事

- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・ 造園工事
- ・ 舗装工事
- ・ さく井設備工事、等

(中略)

(7) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

ア 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(6)アによる。

イ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(8) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・ 造園工事
- ・ 舗装工事

・ とりこわし工事

- ・ さく井設備工事、等

(9) 工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

(8) 工事の一時中止に伴う増加費用

(9) 設計変更における工事費の算定

ア 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（当初請負比率）を乗じない。

(7) 公共料金等

以下の公共料金等を追加する場合の費用。

- ・現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用
- ・仮設建築物の行政手数料
- ・浄化槽の行政手数料
- ・昇降機の行政手数料
- ・水道の負担金（敷地内）

(4) 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工する事が不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

- ・とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
- ・地盤改良
- ・土壌汚染処理
- ・石綿含有吹付材及び保温材等の処理
- ・上記4項目に伴う発生材処理

イ ア(7)の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。

ウ ア(4)の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加

(10) 工事の一時中止に伴う増加費用

(11) 設計変更における工事費の算定

以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（当初請負比率）を乗じない。

ア 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

イ 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工する事が不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

- ・とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
- ・地盤改良
- ・土壌汚染処理
- ・石綿含有吹付材及び保温材等の処理
- ・上記4項目に伴う発生材処理

えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(10) 設計変更における共通費の算定

(12) 設計変更における共通費の算定